

袖ヶ浦市開発登録簿閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第2項の規定により、袖ヶ浦市開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における袖ヶ浦市開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 閲覧所は、都市建設部都市計画課とする。

(閲覧手続)

第3条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(閲覧の日時等)

第4条 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 閲覧日 袖ヶ浦市の休日を定める条例（平成元年条例第19号）

第1条第1項に規定する市の休日以外の日

(2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の理由により、登録簿を閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(登録簿の移動の禁止)

第5条 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧所以外の場所に移動させてはならない。

(閲覧の拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(1) この規則の規定に違反し、又は職員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者

- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
(登録簿の写しの請求及び交付)

第7条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿写し交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、登録簿の原本と相違ないことを都市建設部長名をもって証明し、登録簿の写しを交付するものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

開発登録簿閲覧申請書

袖ヶ浦市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

連絡先

袖ヶ浦市開発登録簿閲覧規則第 3 条の規定により、下記のとおり開発登録簿の閲覧を申請します。

記

1 開発許可の番号	第 号
2 開発許可の年月日	年 月 日
3 閲覧理由	

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

開発登録簿写し交付申請書

袖ヶ浦市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

連絡先

都市計画法第 4 7 条第 5 項の規定により、下記のとおり開発登録簿
の写しの交付を申請します。

記

1 開発許可の番号	第 号
2 開発許可の年月日	年 月 日
3 写しの交付枚数	枚
4 申請理由	

備考 手数料の額は、写し 1 枚につき 4 7 0 円ですが、登録簿付図の
規格が定められていないため、図面の枚数、大きさ等が一定してい
ませんのでご注意ください。